

財団法人名古屋城振興協会寄附行為

第1章 総 則

- 第1条 この法人は、財団法人名古屋城振興協会と称する。
- 第2条 この法人は、事務所を名古屋市中区本丸1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 この法人は、郷土に関する資料を収集し、これを一般公衆の調査研究のために提供するとともに教育文化事業の開催及び後援を行い、もって郷土民の教養の向上と地域社会の純化に資することを目的とする。
- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 郷土に関する文献その他の資料の収集整理及び刊行
 - (2) レクリエーションに関する集会の開催及び援助
 - (3) 名古屋城関係事業の後援
 - (4) その他前条の目的達成のため必要な事業

第3章 資産及び会計

- 第5条 この法人の資産は次の通りとする。
- (1) この法人の設立当初寄附にかかる、別紙財産目録記載の財産
 - (2) 資産から生ずる果実
 - (3) 事業にともなう収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入
- 第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
 - 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし、寄附金品であって寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。
- 第7条 この法人の基本財産のうち、現金は理事会の議決によって郵便貯金とし、確実な銀行預金とし、確実な信託銀行に信託し、又は確実な有価証券を購入するものとする。

- 第8条 基本財産は消費し、又は担保に供してはならない。
- 第9条 この法人の事業遂行に要する費用は資産から生ずる果実及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。
- 第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。
- 2 事業計画及び収支予算書を変更した場合は、すみやかに前項の手続をとるものとする。
- 第11条 この法人の決算は、会計年度終了後3月以内に会長が収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、貸借対照表及び事業報告書を作成し、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、主務官庁に報告しなければならない。
- 2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部、若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰越しするものとする。
- 第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。
- 2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても前項と同様とする。
- 第13条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

- 第14条 この法人に、次の役員を置く。
- 理事10名以上13名以内
- 監事2名又は3名
- 第15条 役員は、評議員会において選任する。
- 2 理事は互選で会長1名、副会長2名及び常務理事1名を定める。
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
- 第16条 会長はこの法人の事務を総理し、この法人を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 第17条 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。
- 第18条 監事は民法第59条の職務を行う。
- 第19条 この法人の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により、会長は、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第19条の2 役員は有給とすることができる。

第19条の3 この法人に、評議員13名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、重要な事項について審議し、助言する。
- 5 第19条の規定は、評議員に準用する。この場合、第19条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第20条 この法人に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、評議員会において選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は会長の諮問に応じ、必要と認める事項について助言する。

第21条 この法人の事務を処理するため、書記その他の職員を置く。

- 2 職員は会長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第5章 会 議

第22条 理事会は毎年2回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的となる事項を示して請求のあった場合は、会長は臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

第23条 理事会は理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会長は簡易な事項又は急施を要する事項については、書面により可否を求め理事会の議決に代えることができる。

第23条の2 会長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、評議員会に次の事項を諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 基本財産に関すること。
- (4) 長期借入金、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

2 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

3 第22条第1項及び前条の規定は、評議員会に準用する。この場合、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第24条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

第25条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

第26条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければならない。

第27条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人の目的と同じ目的のために使用することを条件とし名古屋市に寄附するものとする。

第7章 雑 則

第28条 この寄附行為についての必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第29条 この法人設立当初の理事は、次の通りである。

理事 富 田 彦 吉

理事 山 崎 文 次

理事 田 淵 寿 郎
理事 渡 辺 捨 雄
理事 大 原 霞
理事 中 川 耕 作
理事 長 尾 茂
理事 井 上 幸太郎
理事 加 藤 初 雄
理事 長谷川 全 一

附 則 この寄附行為の変更は、愛知県教育委員会の認可のあった日から施行する。

昭和35年 4月11日変更

昭和36年 11月10日変更

昭和39年 4月27日変更

昭和43年 5月20日変更

昭和43年 7月15日変更

昭和43年 8月23日変更

昭和62年 3月25日変更

昭和63年 3月26日変更

平成 8年 12月19日変更

平成12年 7月 7日変更

平成18年 7月21日変更

附 則 この寄附行為の変更は、愛知県教育委員会の認可のあった日から施行する。

ただし、施行の祭、名誉会長に就任していた者については、なお従前の例による。

平成21年 4月20日変更